

現況測量について

現況測量の流れ (平成26年11月中旬～平成27年3月下旬)

1. 測量の基準となる点の設置



2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量



3. 道路の中心線を現す杭の設置



4. 道路の縦断および横断方向の高さの測量

土地や建物と都市計画線との位置関係を示した 現況平面図（見本）



現況測量について

この測量は、皆様方の土地の起伏や建物の位置、周辺道路の形状等の測量を行い、その結果を現した「現況平面図」により、皆様の土地や建物と、都市計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

用地測量について

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集等

土地の境界を確定するために必要となる資料等を調査します。



2. 境界を確認するための現地立会い

現地で土地の境界を確認します。



3. 境界点の測量

土地の境界点を測量します。



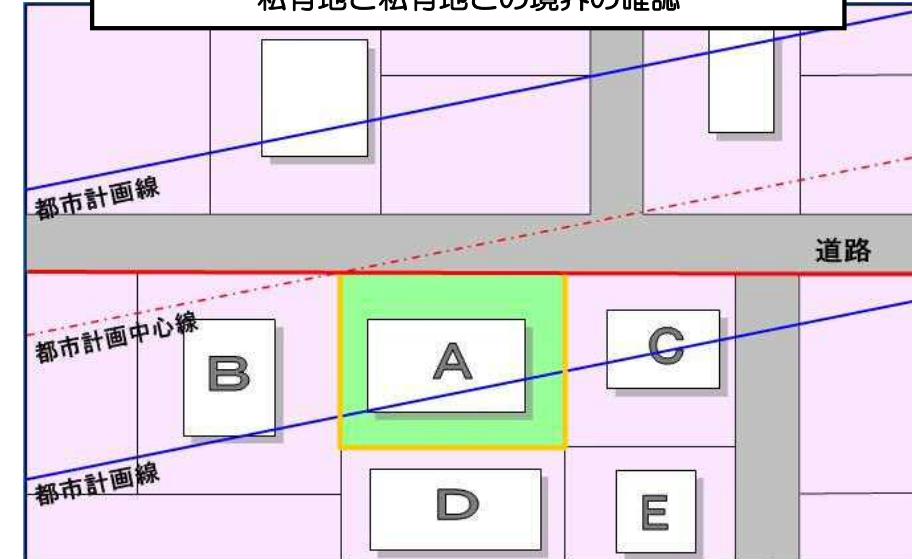
4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置

現地に都市計画線の位置を示す杭を設置します。

用地測量について

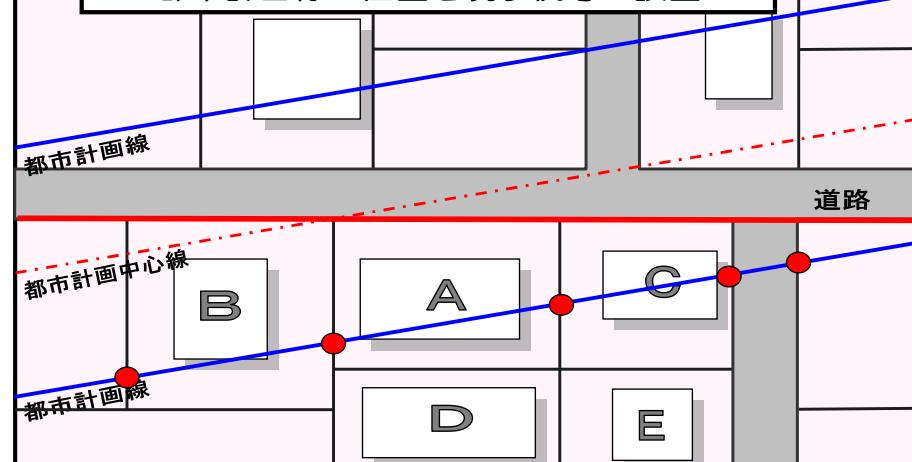
この測量は、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、道路として取得させていただく、土地の面積を求める目的としています。

現在ある道路などの公共用地と私有地との境界
私有地と私有地との境界の確認



- 図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地との境界を確認する箇所です。
- 図の黄色の線が、私有地と私有地との境界を確認する箇所です。

都市計画線の位置を現す杭等の設置



- 図の赤い丸印が都市計画線の位置を示す箇所となります。